

「福岡市市民公益活動推進条例(素案)」の確定及びパブリック・コメント  
手続の実施について（趣旨）

第6回検討委員会にて委員各位からいただいたご意見を整理のうえ、「福岡市市民公益活動推進条例(素案)」として取りまとめ、先般、これを委員各位にお示したところですが、ほとんどの方から、同(素案)に対する特段の修正点はなく、同(素案)をもってパブリック・コメント手続の準備に入っても差し支えないとのご意見をいただきました。（ご意見の状況につきましては、別紙をご参照ください。）

こうした状況を踏まえ、改めて本会を開催するまでの必要性はないと判断し、同(素案)をもってパブリック・コメント手続の準備に入ることといたしましたので、お知らせいたします。

平成16年9月9日

福岡市市民公益活動推進施策検討委員会  
会 長 岡 道 也

## 「福岡市市民公益活動推進条例(素案)」に対する意見の状況について

- ・ 条例(素案)に対する修正なし 17名

### 【意見の概要】

これまで十分な議論が尽くされたところであり、特段の修正点はない。

この条例(素案)をもってパブリック・コメント手続の準備に入っても差し支えない。

- ・ 条例(素案)に対する意見あり 1名

### 【意見の概要】

今までの検討委員会で、学校、教育機関を「共働によるまちづくり」に含めるべきではないこと、市民が主体的に市民公益活動に参加・協力するよう努めなければならないというのは問題があるのではないか、市民と市とのパートナーシップ論についての疑問など、意見を述べて参りました。

しかし残念ながら、その意見が「素案」に反映されているとはいえません。パブリック・コメントに付す前に、今までの議論を踏まえて、「素案」に関する各委員の態度表明が必要であると考えます。

つきましては、第7回検討委員会の開催を求めます。

# 福岡市市民公益活動推進条例

( 素 案 )

福岡市市民公益活動推進施策検討委員会

## 福岡市市民公益活動推進条例(素案)

### 1 目的

市民一人ひとりの自治に係る意識，意欲を高めるとともに，より多くの市民の参加や参画を得て，自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティアなどによる市民公益活動の活性化を相互に図り，もって市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市の共働によるまちづくりを推進し，「自治都市・福岡」を築くことを目的とします。

### 2 定義

(1) 「市民公益活動」とは，市民が自らの責任に基づき，自主的・自発的に行う営利を目的としない活動であって，公益の増進に寄与するものをいいます。ただし，次に掲げるものを除きます。

ア 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成するもの

イ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対するもの

ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対するもの

(2) 「市民公益活動団体」とは，自治会・町内会等の自治組織，NPO，ボランティア団体などの，主として市民公益活動を継続的に行う団体をいいます。

(3) 「事業者」とは，営利を目的とする事業を行う，法人，その他の団体，個人をいいます。

(4) 「学校」とは，学校教育法に定める学校，専修学校，各種学校をいいます。

(5) 「共働」とは，市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市が，お互いの役割を認め合い，責任を自覚して，相互関係・パートナーシップを深めながら，知恵や力をあわせ，長所や資源を活かして，共に努力して取り組み，行動することをいいます。

### 3 基本理念

市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市は，「自治都市・福岡」を築くため，次の理念に基づいて，市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進を図るものとします。

(1) 必要な情報を相互に提供し合い，共有すること。

(2) それぞれの立場や役割を理解し合うこと。

(3) 市民公益活動の自主性・自立性を尊重すること。

(4) 相互に参加や参画し，多様な連携を図ることにより，目的・課題を共有し，その達成・解決を目指すこと。

#### 4 市民の役割

- (1) 市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するよう努めるものとします。
- (2) 市民は、市民公益活動に関する理解を深め、主体的に市民公益活動に参加・協力するよう努めるものとします。

#### 5 市民公益活動団体の役割

- (1) 市民公益活動団体は、社会的な責任を自覚し、主体的に活動を行うよう努めるものとします。
- (2) 市民公益活動団体は、活動内容や活動成果について、市民の理解及び協力が広く得られるよう、公正性・透明性の確保に努めるものとします。
- (3) 市民公益活動団体は、団体相互の多様な連携や共働を積極的に図るよう努めるものとします。
- (4) 上記のほか、市民公益活動団体のうち、次に掲げるものは、その特性に応じて、次のような役割を果たすよう努めるものとします。
  - ア 自治会・町内会等の自治組織  
自律的経営を目標としながら、住民自らの発意による多様な活動及びより多くの市民の参加による活動を継続的に促進し、その活性化を図ること。
  - イ NPO・ボランティア団体  
社会的な課題解決に向けて、専門性、迅速性、柔軟性を活かしながら、自主的・自発的に活動すること。

#### 6 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、共働によるまちづくりに関する理解を深め、主体的にその推進を図るよう努めるものとします。

#### 7 学校の役割

学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識や技術、教育や研究の成果などを社会に還元し、また、施設の地域開放などを進めるなどして、市民公益活動に参加・協力するよう努めるものとします。

#### 8 市の責務

- (1) 市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、必要な施策を定め、これを実施する責務を有するものとします。
- (2) 市は、市民公益活動の自主性・主体性を尊重するとともに、施策の実施に当たっては、その内容及び手続きについて、公正さと透明性の高いものでなければならないものとします。
- (3) 市は、(1)の施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識向上を図り、積極的にこれを推進するものとします。

## 9 市の施策

### (1) 情報の提供等

市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の収集・提供、情報交換の機会の確保等必要な措置を講じるものとします。

### (2) 学習機会の提供

市は、市民が市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に対する理解を深めることができるよう、学習機会の提供等必要な措置を講じるものとします。

### (3) 人材の育成

市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、専門的知識を有する人材の育成を図るものとします。

### (4) 拠点機能の充実

市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、支援の拠点になる施設の機能の充実を図るものとします。

### (5) 市民公益活動に対する財政的支援

市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進のため、市民公益活動に対し、助成金の交付等の財政的支援をすることができるものとします。

### (6) 市民公益活動団体の特性の活用

市は、市民公益活動団体の専門性、地域性等の特性を活かすことにより、市民公益活動の活性化及び共働のまちづくりの推進を図ることができると認められる事業については、市民公益活動団体に対して委託等するよう努めるものとします。

## 10 附属機関の設置

市は、市民公益活動の活性化及び共働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、審議会を置くものとします。